

V 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

つがる市の特性を生かした良好な景観形成を図るために、良好な景観形成に重要な役割を果たす建築物や工作物、樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ります。

景観重要建造物

地域の良好な景観の形成に重要な役割を持つ建造物であり、その外観が道路や公共の場から容易に眺めることができるもの

- ・歴史や文化を感じさせるもの
- ・古くから地域住民に親しまれている建造物
- ・地域の良好な景観形成のシンボルとなるもの



景観重要樹木

地域の良好な景観の形成に重要な役割を持つ樹木であり、その樹容が道路や公共の場から容易に眺めることができるもの

- ・歴史や文化、風土に根ざしたもの
- ・地域のランドマークとなっているもの
- ・地域の良好な景観形成の主要な構成をなす樹木



ポイント 他の法令により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられ保護されている場合は指定の対象外です。

VI 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供し、まち並みに賑やかな印象を与えたり、歴史文化的な雰囲気や助長するといった景観上の重要な役割を果たしている一方で、華やかな色彩や必要以上の大きさ・高さの屋外広告は、氾濫すると、まち並みや建造物などと調和を欠くばかりでなく、良好な眺望を阻害する要因にもなりかねません。

このように、屋外広告は良好な景観形成に大きな影響を与えることから、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などにかかる制限については、「青森県屋外広告物条例」及び本計画に基づき規制誘導を図ります。

VII 景観形成の推進方策

市の将来像を景観形成の側面から実現する上では、景観要素の大部分を所有・利用・維持管理する市民のほか、景観に影響を与える活動を行う事業者、公共施設を整備・維持管理する行政など、景観形成に関わる全ての主体が適切に役割分担し、連携することが不可欠となっています。

【行政・市民・事業者の役割】

行政	市民	事業者
市民及び事業者の意見を反映しながら良好な景観の形成を推進するための施策を総合的に策定し、これらを計画的に実施します。	つがる市の景観を守り、次の世代につなげていく重要な役割を認識し、良好な景観への関心を高め、行政とともに、身近なことからできる取組に努めます。	つがる市の豊かな自然と歴史あふれる景観を守り、その事業活動の実施において積極的に良好な景観づくりにあたり、市が実施する施策に協力するよう努めます。

【つがる市景観審議会】

つがる市の良好な景観形成のための調査、諮問機関として、つがる市景観審議会を設置します。審議会では、景観計画の変更、届出に関する勧告や公表、指定に関することなど、重要な案件について審議されます。

つがる市 建設部 建築住宅課

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 61-1 電話番号 0173-42-2648

つがる市景観計画

概要版

～新田の歴史が彩る 日本のふるさと～

はじめに

国では、平成16年6月に都市、農山漁村等における良好な景観づくりを進め、具体的な施策に結びつけるための法律として景観法を制定しました。景観計画は、この法律による、景観づくりを進める上での柱となる基本的・総合的な計画です。

つがる市では、本市が持つ風光明媚な景観特性や、先人が培ってきた歴史的・文化的風土を踏まえ、良好な景観形成に関する方針及び基準等を明らかにすることで、市民の皆さんと市が一体となって地域の景観を守り育てるため、「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」を基本理念に、令和2年6月1日よりつがる市景観計画を施行しました。



個性ある豊かな景観形成のための基本目標

美しい「日本のふるさと」景観を大切に受け継ぎます

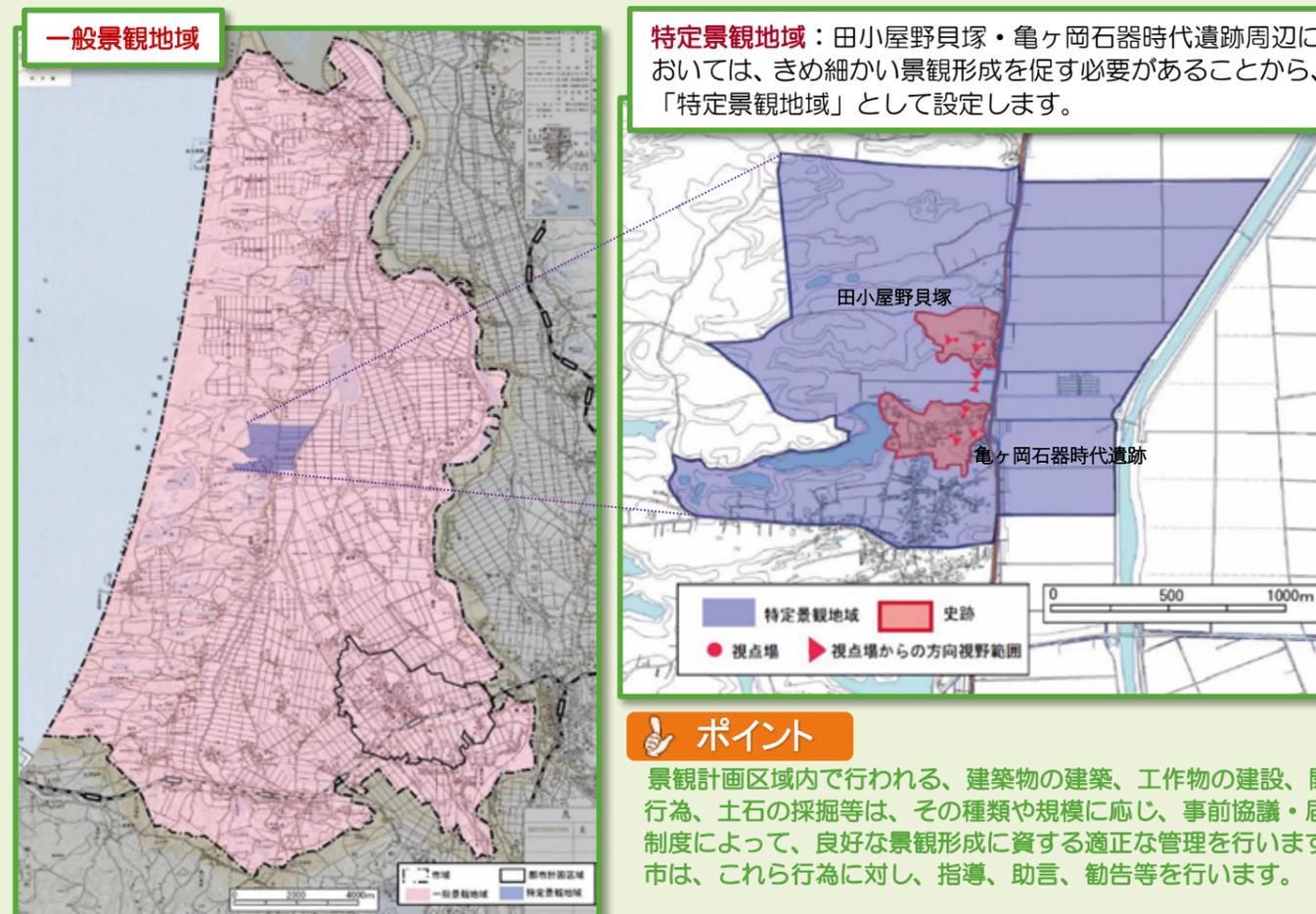
歴史的景観を保全し活用します

快適で活力ある景観を形成します

地域ごとの特色を生かすための基本方針

- 一般景観地域
 - 自然景観の保全と育成
 - 農山村景観の保全と育成
 - 市街地景観の保全と育成
- 特定景観地域
 - 歴史文化的景観の保全と育成

I 景観計画区域 景観計画が適用される範囲は市全域とし、特定景観地域以外を一般景観地域に設定します。



ポイント

景観計画区域内で行われる、建築物の建築、工作物の建設、開発行為、土石の採掘等は、その種類や規模に応じ、事前協議・届出制度によって、良好な景観形成に資する適正な管理を行います。市は、これら行為に対し、指導、助言、勧告等を行います。

II 条例による各種届出

事前協議申出書の提出

高さ13mを超える又は4階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の建築全て。提出は、行為着手の120日前、又は計画変更できる時期までとします。

行為（変更）届出書の提出

下の種別ごとに定められた届出対象行為を行う場合は、全てにおいて、行為（変更）届出書の提出が必要です。提出は行為着手の50日前までとします。

審査
回答

適合

届出書の提出から30日以内に、**行為審査結果通知書**により通知します。

不適合

届出書の提出から30日以内に、改善措置をとるべきとする旨の**勧告**をします。

行為改善報告書の提出

不適合の場合、行為改善報告書を提出して下さい。提出は、行為（変更）届出書の提出から50日以内とします。適合の場合、**行為改善報告受理通知書**を交付します。

不適合・改善が見られない

氏名、住所及び勧告内容を**公表**します。なおかつ改善されない場合は、景観法による命令、罰則規定が適用されます。

III 届出対象行為

行為種別	一般景観地域（大規模行為）	特定景観地域（特定地域内行為）
建築物（新築、増築、改築、移転、外観の変更）	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの 外観面積の1/2を超える外観の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積が10㎡を超えるもの 外観面積のうち10㎡を超える外観の変更
工作物（新設、増築、改築、移転、外観の変更）		
壁状工作物	高さ5mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの
柱、物見塔、電波塔、煙突、排気塔、風力発電、電柱、鉄塔、屋外照明、広告塔、その他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの	高さが5mを超えるもの
彫像、記念碑、その他これらに類するもの	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
電線路等	高さ20mを超えるもの	高さ10mを超えるもの
遊戯施設、製造施設、貯槽施設、汚水処理施設、立体駐車場、その他これらに類するもの	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
上記の外観の変更	外観に係る面積の1/2に相当する面積を超えるもの	外観面積のうち10㎡を超えるもの
開発行為	土地の面積3,000㎡を超えるもの 又は法面の高さ5mを超えるもの	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採		又は開発区域面積が300㎡を超えるもの
土地の形質の変更		高さ5mを超えるもの又は伐採面積が50㎡を超えるもの
木竹の伐採		
屋外における物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの	堆積の期間が90日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は土地面積が50㎡を超えるもの
水面の埋立て又は干拓	水面の面積3,000㎡又は法面の高さ5mを超えるもの	水面の面積300㎡を超えるもの又は法面の高さ1.5mを超えるもの
土地に自立した太陽光発電	事業の敷地面積1,000㎡を超えるもの	事業の敷地面積300㎡を超えるもの

IV 景観形成基準 届出対象行為は、以下の景観形成基準に適合する必要があります。

景観形成基準（共通事項）

- 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。
- 行為が行われる立地及び敷地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。
- 行為地について、市が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
- 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。このほか、位置、形態意匠、素材等、行為種別ごとに定められた景観形成基準に適合する必要があります。

ポイント

- ①特定景観地域においては、特に歴史的景観の保全に配慮した基準とし、周辺と調和した色彩、形態意匠とします。また、人工物はできるだけ緑化や植栽によって遮蔽をすることとしています。
- ②一般景観地域であっても、特定景観地域方向への眺望には十分配慮することとしています。

行為種別	特定景観地域における景観形成基準	一般景観地域から史跡周辺への配慮	
建築物・工作物	位置配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠、色彩とすること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を行うこと 	
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁等は、原則純色は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。⇒推奨色とするマンセル値を基準とします。 視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の4/5以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。なお、外壁の1/5未満の面積についても、純色を用いないこと。 <p>【推奨色とするマンセル値の一例】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定景観地域の県道12号線からの眺望において周辺の景観から突出した印象を与えない位置、規模、形態意匠、色彩とすること。 	
	<p>※開発行為等詳細については景観計画書に掲載しています。</p>		
素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。 		
敷地	<ul style="list-style-type: none"> 視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等に付帯する設備が、視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。 増築や改修等を行う場合は既存部分の景観改善も行うよう努めること。 	用語：形態意匠 建築物や工作物などの外観全体の特徴をあらわす形状、模様や外観の一部を構成するデザインのこと	

ポイント

新築または屋根・外壁の塗替えを行う場合、事前に使用する色のご相談されることをお勧めします。